

取扱注意

報告・供覧

大臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アジア局長 参事官 参事官 北東アジア課長 首席事務官	保存期間 1類 2類 3類 4類 (永久) (10年) (5年) (1年) 起案 昭和59年5月 / 日 完結 昭和59年5月2日 起案者 電話番号 中垣 2416
回覧先 地域政策課長	総括審議官 総務課長 首席事務官 国会班	会計課長 調査官 首席事務官
下記の件に関し、別紙のとおり報告・供覧します。		
件名 朝鮮半島出身旧軍人・軍属の遺骨返還について		
(別紙の要点等) 今日遺族が確認された政府保管の遺骨(1柱)は、 4月24日 ソウル 金浦空港内において 日本政府から韓国 政府に引渡された。		
GA-7 (昭和54.4.1)	外務省	回覧番号 227

5/7
合

59.5.2

中垣

1. 厚生省職員(業務1課長及び係長)
により奉持された遺骨は、4月24日

午後4時半 ソウルの金浦空港内
検疫所長室において。在ソウル大

使館員(町田參事官、岡本書記官)
韓國外務部職員(禹書記官)等

立会いのもと厚生省課長から
韓国保健社会部担当官に引渡

された。なお、厚生省職員には、
外務省から ~~中垣~~ 中垣 了北 事務

遺骨の調査、調査員の出発準備
(吉野)

S.2.P.2

計中

(資料の整理) 調査員の出発準備
4月23日、調査員の出発準備

調査員の出発準備、調査員の出発準備
4月23日、調査員の出発準備

(資料の整理) 調査員の出発準備
4月23日、調査員の出発準備

調査員の出発準備、調査員の出発準備
4月23日、調査員の出発準備

調査員の出発準備、調査員の出発準備
4月23日、調査員の出発準備

調査員が同行した。

2. 成田から金浦に向う機内では、

大韓航空側の配慮により遺骨の
ために座席1個が空けられた。

3. 遺骨は、同空港内において、韓国
政府から直ちに遺族に引渡された

由であるが、日本側政府関係者
と遺族側が直接接触すること

はなかった。

4. 韓国側への遺骨引渡しに先立ち、

4月23日 駐韓国日本大使からの
寸志として10万ウォン(約3万34円)

が韓国政府を通じ遺族に手交
された。

5. 4月25日 保健社会部 朴社会局
長に対し表敬を行った。その際、厚
生省課長と保健社会部社会課長
との間で遺骨引渡し証明書に
相互に署名した。
社会局長から遺骨返還及び
表敬に対する謝礼の後、この際、つ
いでに申し上げておきたい旨前置の
上、保健社会部長官（金正禮=女性）
が、数年前 広島平和公園を訪問し
た際 韓国人の慰霊碑が見えぼろ
しかつたのでその旨 広島市長に指摘
しておいたとの由であるが、その後改
善されたかとの趣旨の質問があった。

5. 4月25日 保健社会部 朴社会局
長に対し表敬を行った。その際、厚

生省課長と保健社会部社会課長
との間で遺骨引渡し証明書に

相互に署名した。

社会局長から遺骨返還及び

表敬に対する謝礼の後、この際、つ
いでに申し上げておきたい旨前置の

上、保健社会部長官（金正禮=女性）
が、数年前 広島平和公園を訪問し

た際 韓国人の慰霊碑が見えぼろ
しかつたのでその旨 広島市長に指摘

しておいたとの由であるが、その後改
善されたかとの趣旨の質問があった。

日本側には、その件に關して承知している
者は居なかったのに後程お知らせ

する旨述へ 帰国した。

(注) 本件については、現在広島市を

通に事実関係を調査中であり、その結果を待つて然るべく回答するに

ととある。

6. 遺骨送還に先立、4月23日厚生省

内会議室において慰霊祭が行われ
た。慰霊祭は、厚生省援護局長(厚生

大臣代理)の主催で行われ、外務省が
高島ア北課長(アジア局長代理)及び担

当事務官が出席した他、森下前厚生大臣も出席した。短時間(約20分間)では(自民対委員長)

あつたか丁重に行われた。なお、祭壇
の左右には、外務大臣名及び厚生大臣
名の生け花が一対供花された。
なお、在京韓国大使館からは、領事
が交代したばかりでありローマ法王の訪
韓を控えて忙しい等の理由により、慰
霊祭への出席はなかった。
7. なお、今回の遺骨返還は、3月23日在京
韓国大使館より書簡にて我が国政府
に保管する遺骨のうち1柱について遺族
が確認されたので返還を要請されし
たのに応じて行われたものである。

あつたか丁重に行われた。なお、祭壇
の左右には、外務大臣名及び厚生大臣
名の生け花が一対供花された。
なお、在京韓国大使館からは、領事
が交代したばかりでありローマ法王の訪
韓を控えて忙しい等の理由により、慰
霊祭への出席はなかった。
7. なお、今回の遺骨返還は、3月23日在京
韓国大使館より書簡にて我が国政府
に保管する遺骨のうち1柱について遺族
が確認されたので返還を要請されし
たのに応じて行われたものである。

遺骨返還時にかかる在韓国大使からの寸志
(経緯の説明)

遺骨返還時にかかる在韓国大使からの寸志	遺骨返還時にかかる在韓国大使からの寸志	月	年
179.9	8.05		
473.2	5.35		
858.5	2.1		
758.5	6.24		
258.5	3.24		
080.5	11.1		
981.1	5.14		
741.1	11.12		
641.1	3.12		
141.1	12.25		
041.1	4.23		
041.1	188.8		

遺骨返還時にかかる在韓国大使からの寸志
国韓関係の改善に資するものとして
1954. 国韓関係の改善に資するものとして
1954. 国韓関係の改善に資するものとして

引添3.

遺骨返還時にかかる在韓国大使からの寸志
(経緯の説明)

- 遺族に対する弔慰金、葬祭料等については、日韓請求権・経済協力協定により法的に解決済みであること、^{これは明白である}同遺骨が日本人として日本のために戦死した軍人、軍属等の遺骨であること、従来から遺骨返還に際しては、在韓国大使から遺族に対して寸志を支給してきていることである。

2. 支給状況

- 昭和46年 1 柱あり 1 万ウオン
(算定基礎)
「未帰還者留守家族援護法」により日本人遺族等へ遺骨引渡の際に葬祭料10,000円、引取り料3,500円が支給されていることから1柱あたり10,000ウオンとした。

昭和

日本に在る大韓民衆の葬祭料の算定基礎
(昭和49年)

日本に在る大韓民衆の葬祭料の算定基礎
大韓民衆の葬祭料の算定基礎

日本に在る大韓民衆の葬祭料の算定基礎
大韓民衆の葬祭料の算定基礎

日本に在る大韓民衆の葬祭料の算定基礎
大韓民衆の葬祭料の算定基礎

日本に在る大韓民衆の葬祭料の算定基礎
大韓民衆の葬祭料の算定基礎

日本に在る大韓民衆の葬祭料の算定基礎
大韓民衆の葬祭料の算定基礎

日本に在る大韓民衆の葬祭料の算定基礎
大韓民衆の葬祭料の算定基礎

(2) 昭和49年

1柱あり 2万ウオン

(算定基礎)

日本人遺族への葬祭料 22,000円、引取り料
3,500円支給してこれより 1柱あり
2万ウオンとされる。

(3) 昭和51年

1柱あり 2万ウオン

(算定基礎)

。前回並み(昭和49年)とする。

。51年度から日本人遺族への葬祭料が
44,000円、引取り料が5,000円になること
から、韓国側への増額要求がある
は、1柱あり 約40,000ウオンとする腹
案もあるが、増額要求は否か、その点
1柱あり 20,000ウオンが支給される。

(4) 昭和53年

1柱あり 4万ウオン

(算定基礎)

。基本的には前回並み(1柱あり 2万ウオン)を
考えながら韓国側の増額要求(5万ウオン)
があり、1柱あり 4万ウオン支給される。

영	수	증
領	收	證

金 額 40,000 円

但香奩金

上記の金額を受け取りました。

西紀 昭和 1978年 3月 30日

住所 保健社会部社会課長
氏名 申 鍾 湜 (印)

住所

氏 名

(別添)

韓国に請求権・経済協力協定(関税部分)

財利及利益の請求権並びに
財産及び権利の回復並びに
賠償の決定に関する権利

第二条

- 1 両締約国は、両締約国及びその国民(法人を含む)の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国と平和条約第四条(四)に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。
- 2 この条の規定は、次のもの(この協定の署名の日までにそれぞれの締約国が執つた特別の措置の対象となつたものを除く。)に影響を及ぼすものではない。
 - (a) 一方の締約国の国民で千九百四十七年八月十五日からこの協定の署名の日までの間に他方の締約国に居住したことがあるものの財産、権利及び利益
 - (b) 一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であつて千九百四十五年八月十五日以後における通常の接触の過程において取得され又は他方の締約国の管轄の下にはつたもの
- 3 2の規定に従うことを条件として、一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であつてこの協定の署名の日以前に他方の締約国の管轄の下にあるものに対する措置並びに、一方の締約国及びその国民の他方の締約国及びその国民に対するすべての請求権であつて同日以前に生じた事由に基づくものに関して、いかなる主張もすることができないものとする。

(日韓合意議事録)

日本国内
に於ける
使用制限
財産及び
請求権等
の範囲に
関する問
題

財産及び請求権に関する問題の解決並びに
経済協力に関する日本国と大韓民国との間
の協定についての合意された議事録

日本国政府代表及び大韓民国政府代表は、本日署名
された財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済
協力に関する日本国と大韓民国との間の協定(以下「協
定」という)及び関連文書に関して次の了解に到達した。

1 協定第一条1に關し、

日本国が供与する生産物及び役務は、日本国内に
おいて營利目的のために使用されることはないこと
に意見の一致をみた。

2 協定第二条に關し、

(a) 「財産、権利及び利益」とは、法律上の根拠に
基づき財産的価値を認められるすべての種類の実
体的権利をいうことが了解された。

(b) 「特別の措置」とは、日本国については、第二次
世界大戦の戦間状態の終結の結果として生じた事
態に対処して、千九百四十五年八月十五日以後日
本国において執られた戦後処理のためのすべての
措置(千九百五十一年九月八日にサン・フランシ
スコ市で署名された日本国との平和条約第四条(a)
の規定に基づく特別取極を考慮して執られた措置
を含む。)をいうことが了解された。

(c) 「居住した」とは、同条2(a)に掲げる期間内の
いずれかの時までその国に引き続き一年以上在住
したことをいうことが了解された。

(d) 「通常の接触」には、第二次世界大戦の戦間状
態の終結の結果として一方の国の国民で他方の国
から引き揚げたもの(支店閉鎖を行なつた法人を
含む。)の引揚げの時までの間の他方の国の国民
との取引等、終戦後に生じた特殊な状態の下にお
ける接触を含まないことが了解された。

(e) 同条3により執られる措置は、同条1にいう兩
国及びその国民の財産、権利及び利益並びに兩國
及びその国民の間の請求権に関する問題の解決の
ために執られるべきそれぞれの国の国内措置をい
うことに意見の一致をみた。

(f) 韓国側代表は、第二次世界大戦の戦間状態の終
結後千九百四十七年八月十五日前に帰国した韓国
国民が日本国において所有する不動産について慎
重な考慮が払われるよう希望を表明し、日本側代
表は、これに対して、慎重に検討する旨を答えた。

(g) 同条1にいう完全かつ最終的に解決されたこと
となる兩國及びその国民の財産、権利及び利益並
びに兩國及びその国民の間の請求権に関する問題
には、日韓会談において韓国側から提出された「
韓国の対日請求要綱」(いわゆる八項目)の範囲
に属するすべての請求が含まれており、したがつ
て、同対日請求要綱に關しては、いかなる主張も
なしえないこととなることが確認された。

(日韓合意議事録) 日本国政府代表及び大韓民国政府代表

韓国側の対日請求要綱（いわゆる「八項目」の内容）

- 1 朝鮮銀行を通じて搬出された地金と地銀の返還を請求する。
本項の請求は一九〇九年から一九四五年までの期間中に日本が朝鮮銀行を通じて搬出していったものである。
- 2 一九四五年八月九日現在の日本政府の対朝鮮総督府債務の弁済を請求する。
本項に含まれる内容の一部は次のとおり。
 - (1) 通信局関係
 - (a) 郵便貯金振替貯金為替貯金等
 - (b) 国債及び貯蓄債券等
 - (c) 朝鮮簡易生命保険及び郵便年金関係
 - (d) 海外為替貯金及び債券
 - (e) 太平洋米陸軍総司令部布告第三号によって凍結された韓国受取金
 - (f) その他
- (2) 一九四五年八月九日以後日本人が韓国内銀行から引出した預金額
- (3) 朝鮮から収入された国庫金中の裏付け資金のない歳出

による韓国受取金関係

- (4) 朝鮮総督府東京事務所財産
- (5) その他
- 3 一九四五年八月九日以後韓国から振替又は送金された金員の返還を請求する。
本項の一部は下記の事項を含む。
 - (1) 八月九日以後朝鮮銀行本店から在日本東京支店へ振替又は送金された金員
 - (2) 八月九日以後、在韓金融機関を通じて日本へ送金された金員
 - (3) その他
- 4 一九四五年八月九日現在韓国に本社、本店又は主たる事務所があった法人の在日財産の返還を請求する。
本項の一部は下記の事項を含む。
 - (1) 連合軍最高司令部閉鎖機関令によって閉鎖清算された韓国内金融機関の在日支店財産
 - (2) SCAPIN一九六五号によって閉鎖された韓国内本店保有法人の在日財産
 - (3) その他
- 5 韓国法人又は韓国自然人の日本国又は日本国民に対する日本国債、公債、日本銀行券、被徴用韓人の未収金、補償金及びその他の請求権の弁済を請求する。

本項の一部は下記の事項を含む。

- (1) 日本有価証券
- (2) 日本系通貨
- (3) 被徴用韓人未収金
- (4) 戦争による被徴用者の被害に対する補償
- (5) 韓国人の対日本政府請求恩給関係その他
- (6) 韓国人の対日本人又は法人請求
- (7) その他
- 6 韓国人（自然人及び法人）の日本政府又は日本人（自然人及び法人）に対する権利の行使に関する原則（果実）
- 7 （果実）
- 8 （支払方法）

영 4 공
한 42 공

金 壹拾萬圓
금 일십만원장

(₩100,000)

上記金は、第2次大戦時日本國に於て使用せし

사기 금액은 제2차 대전시 일본국에 의해 적오되어

犧牲となつた金沢城(遺族部)

의생인 김택전(유족) (정)

金沢城に於て被害を受けた者

의 가족으로 주한 일본 대사관 岡本毅

함께 보내 주신
으로 부녀 영이 영수함.

1964. 4. 23.

大韓民國保健社會部 社會局
대한민국 보건사회부 사회국

사회과장 박봉상
사회課長 朴奉相

駐韓日本大使館
주한일본대사관

岡本毅 閣下
관아.

영 수 증
금 42 50

金. 壹拾万円

금 일십만원장

(₩100,000)

上記金額は、第2次大戦時日本国により徴用せし

犠牲となつた金沢振(遺族) [redacted]
상기 금액은 제2차 대전시 일본국에 의해 징용되어
희생된 김택진(유족) [redacted]

[redacted]의 항족 대로 주한 일본 대사관 岡本毅
으로부터 영수함.

1984. 4. 23.

大戦民国保健社会部 社会局
대한민국 보건사회부 사회국

사회과장 박봉상

社会課長 朴奉相

駐韓日本大使館
주한 일본 대사관

岡本毅 卷下
귀하.

遺骨の添付しを志す

故 金澤振 殿におかれましては、遠く異境の地において戦争裁判により刑死され、尊い生命を失われたことは、誠に痛恨極まりなく、哀惜の念に堪えません。

また、最愛の肉親を失われた御遺族の御心情をお察しいたしますとき、哀痛の思いが胸に迫るのを察し得ません。

日本国政府といたしましては、刑死地から御遺骨を収集して持ち帰り、大韓民国政府の御協力の下に、一日も早く御遺族のもとに奉還いたすべく御遺族の所在を訪ねてまいりましたが、このたびようやくその思いが果たされ、安堵いたしておる次第であります。

このたびの御遺骨の奉還に当たり、改めて、戦争の悲惨さを肝に銘じ、世界恒久平和の確立と日韓両国の悠久の親善のため不断の努力をいたす決意を新たにいたしましたところであります。

終わりに、死没者に心から弔意を表するとともに、御遺族の深い悲しみに御同情申し上げ、併せて今後の御平安を切に祈念いたします。

昭和五十九年 四 月二十四日

日本国厚生大臣

殿

参考

韓国出身戦争裁判刑死者還送遺骨慰霊祭参列予定者

出欠			呼称席指
出	外務省アジア局長	代理 高島 有終 (北東アジア課長)	〇〇
欠	衆議院議員 森下 元晴		〇〇
欠	駐日本国大韓民国大使館代表	公使 李 稷周	〇〇
出	同進会会長	李 義吉 又は 副会長の文泰福が出席する。	〇〇
出	元韓国出身戦犯者同進会会長	李 大興	〇〇
出	太平洋戦争戦没韓国人慰霊事業 協賛会事務局長	石原 正一郎	〇〇
出	財団法人育青協会理事長	末次 一郎	〇〇
出	外務省北東アジア課外務事務官	中垣 秀夫	

(注) (1) 慰霊祭には上記の他 同進会関係者々々5名が参列する。

(2) 上記表のうち呼称は、呼出ノ献花者であり、席指は座席が指定されている者である。

当初韓国側は献花を拒否したと言っていたが、当日出席もして
連絡に来た。

献花者等着席図

援護局 業務第一課長	援護局 援護課長	援護局 庶務課長	外務省 アジア局長	厚生大臣 (援護局長)
			援護局 業務第二課長	援護局 審査課長

駐日本国大韓民国 大使館代表	財団法人 育青協合理事長	元韓国出身戦犯者 同進会会長	同進会会長	太平洋戦争戦没韓国 人慰霊事業協賛会 事務局長

(約一分間)

「黙とうを続けます。御着席願います。」

○式進行係

「追悼の辞 厚生大臣」

(援護局長、式壇中央に進み御遺骨に向って追悼の辞を述べ、終って自席に戻る。)

○式進行係

「ただいまから、献花を行います。」

「厚生大臣」

韓国出身戦争裁判刑死者還送遺骨慰霊祭案内状送付先名簿

		氏名	住所
1	外務省アジア局長	橋本 恕	
2	外務省アジア局北東アジア課長	高島 有終 Lee Ki Choo	
3	駐日大韓民国大使館代表	李 祺 周 Lee Ki Choo	
4	元韓国出身戦犯者同進会会長	李 大興	
5	太平洋戦争戦没韓国人慰霊事業協賛会事務局長	石原 正一郎	

(約一分間)

「黙とうを終わります。御着席願います。」

○式進行係

「追悼の辞 厚生大臣」

（援護局長、式壇中央に進み御遺骨に向って追悼の辞を述べ、終って自席に戻る。）

○式進行係

「ただいまから、献花を行います。」

「厚生大臣」

韓国出身戦争裁判刑死者還送遺骨慰霊祭案内状送付先名簿

		氏名	住所
1	外務省アジア局長	橋本 恕	
2	外務省アジア局北東アジア課長	高島 有終 Lee Ki Choo	
3	駐日大韓民国大使館代表	李 祺 周 Lee Ki Choo	
4	元韓国出身戦犯者同進会会長	李 大興	
5	太平洋戦争戦没韓国入慰霊事業協賛会事務局長	石原 正一郎	

「太平洋戦争戦没韓国人慰霊事業協賛会事務局長殿」

○式進行係

「ひきつづきまして、御参列の方がたに献花をお願いします。」

○式進行係

「献花を終わります。」

○式進行係

「以上をもちまして、式典は終了いたしました。」

御来賓各位の御参列を得て、とどこおりなく、式典を
とり行うことができましたことを厚く御礼申し上げます。
」

「韓国出身戦争裁判刑死者還送遺骨慰霊祭」
進行予定表

（昭和五十九年四月二十三日
於中央合同庁舎第五号館共用第七八会議室）

時間	式進行	備考
二時〇〇分	○式進行係	
	「ただいまから、韓国出身戦争裁判刑死者還送遺骨慰霊祭を行います。」	
	「御起立願います。」	
	「死没者に黙とうをささげます。」	
	「黙とう。」	

大
援 発 第 2 6 7 号
昭和 5 9 年 4 月 1 2 日

外務省アジア局長 殿

厚生省援護局長

在外公館への便宜供与方依頼について

韓国出身戦争裁判刑死者遺骨の送還のため、当局職員
を下記のとおり大韓民国へ派遣することとしたので、在
外日本大使館の便宜供与方につき、よろしくお取り計ら
い願います。

記

1 派遣職員氏名等

厚生省援護局業務第一課長

森山喜久雄

厚生省援護局業務第一課調査資料室係長

三宅 満

2 期 間

昭和 5 9 年 4 月 2 4 日(火)から同月 2 6 日(木)までの間

3 日 程

別紙のとおり

援護局長が係員から花を受けとり、式壇中央に進み、
献花台に花をささげ、一礼して退き自席に戻る。

(以下同じ要領)

「外務省アジア局長殿」

「駐日本国大韓民国大使館代表殿」

「財団法人 育成協会理事長殿」

「元韓国出身戦犯者同進会会長殿」

「同進会会長殿」

4 依頼事項

- (1) 空港発着時の送迎をお願いしたいこと。
- (2) 遺骨引渡し時における大使館員の立会いをお願いしたいこと。
- (3) 4月24日(火)午後日本大使館並びに4月25日(水)午前中に韓国政府関係機関を表敬訪問したいので、アポイントメントの取付けをお願いしたいこと。
- (4) 韓国政府関係機関表敬訪問の際、大使館員の同行をお願いしたいこと。
- (5) 韓国滞在中における4月24日(火)、25日(水)の宿舍(シングル2部屋)の留保をお願いしたいこと。

日 程 表

日次	月 日 (曜)	行 動	泊 地
1	4月24日 (火)	発東京 13:30 (KE) 着ソウル 15:40 (703) 遺骨引渡し	ソウル 宿舍留保ありたい。 (シングル×2)
2	4月25日 (水)	関係機関表敬訪問	ソウル 宿舍留保ありたい。 (シングル×2)
3	4月26日 (木)	発ソウル 13:30 (JL) 着東京 15:25 (952)	